

3 障害福祉サービス

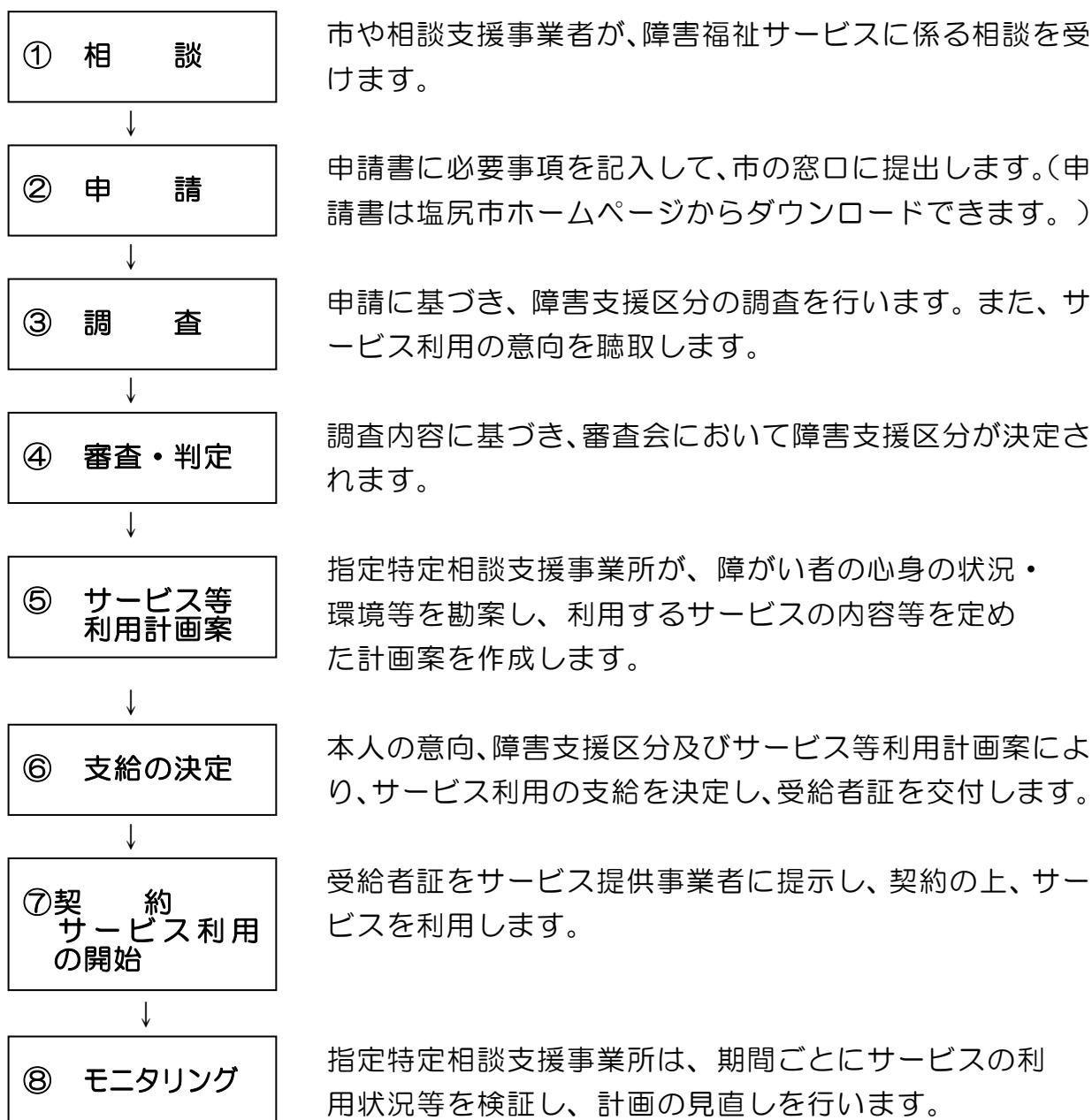
障害者総合支援法による障害福祉サービスが利用できます。

発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者等（医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認）も含まれます。

※原則として65歳以上の方は、障害手帳を所持していても、介護保険が優先になります。また、40～64歳の方で、老化が原因とされる特定疾病により、介護が必要であると認定された方（2号）も介護保険が優先となります。

（1）利用の流れ

利用者がサービスを選択し、事業者等と契約してサービスを利用します。



(2) サービスの内容

障害福祉サービスには、障害認定の支援区分によって利用できないサービスもありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

① 訪問系サービス（居宅における生活を支援するためのサービス）

サービス名	サービスの内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。
短期入所	自宅で介護を行う方が病気等の場合に短期間、障害者支援施設等で、入浴、排泄、食事の介助などを行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームから単身生活に移行した方や現に単身生活を営む方等に、自立した日常生活を送れるよう、定期的な巡回訪問、相談、助言、各所との連絡調整、情報提供等を行います。

② 日中活動系サービス（日中活動を支援するためのサービス）

サービス名	サービスの内容
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、病院などの施設で、日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
生活介護	常に介護が必要な方に、日中に障害者支援施設等で入浴、排泄、食事の介助や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間、支援計画に基づき行います。
就労移行支援	就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用してから一般企業等に雇用され、6ヶ月経過した方に、以降の就労の継続を図るため、各所との連絡調整、日常生活や社会生活における問題に関する相談や助言等の支援を行います。

③ 居住支援系サービス（夜間の居住を支援するためのサービス）

サービス名	サービスの内容
施設入所支援	施設において夜間における入浴、排泄等の介助や日常生活上の支援等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む方に住居における相談や、日常生活上の援助を行います。

④計画相談支援

サービス名	サービスの内容
サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

⑤地域相談支援

サービス名	サービスの内容
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活している障がい者等に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、その他必要な支援を行います。

⑥障害児通所支援（児童福祉法）

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行い、保育所の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作、指導、知的技術の付与等の支援を実施します。

⑦障害児相談支援（児童福祉法）

サービス名	サービスの内容
障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※サービス利用計画・モニタリングは特定相談事業者が行いますが、障がい児の入所サービス利用については、専門的な判断を行う必要があるため児童相談所で行います。

(3) その他

◆自己負担 原則1割負担

ただし、所得状況に応じて、月の負担上限額が設けられています。
詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116・2123）